

建 築 同 意 調 査 書

主 務 係 長 課長補佐 主 幹 課 長 次 長 消防長						項 号対象物					
建築主事より消防法第7条に基づく建築物について同意を求めてきましたので調査したところ、別記の事項に適法であり同意するも支障ないと認められます。											
受 付	年 月 日		現 場 調 査		決 裁	年 月 日		処 理 期 限			
	第 号		月 日			第 号		月 日			
建築主住所氏名			TEL ()								
設計者住所氏名			TEL ()								
工事施工者住所氏名			TEL ()								
敷地 の 位 置	敷地の地名地番							道路幅員			
	用途地域		1低・2低・1中・2中・1住・2住・準住・近商・商業・準工・工業・工専・なし					A m			
	防火地域		防火・準防火・22条指定・指定なし		都市計画区域		区域内・区域外		B m		
概 要	主要用途			工事種別		新築・増築・改築・移転・用変・大修・大模					
	面積区分		申請部分		申請以外の部分		合計		工事着工予定日		
	敷地面積		㎡		㎡		㎡		年 月 日		
	建築面積		㎡		㎡		㎡		工事完了予定日		
	延べ面積		㎡		㎡		㎡		年 月 日		
	その他必要な事項										
建 築 物 別 概 要 (第 号)	用途			屋根							
	工事種別			外壁							
	構造			軒裏							
	階別		階		階		階		合計		
	床 面 積	申請部分								㎡	
		申請以外の部分								㎡	
		合計								㎡	
	階別用途										
	収容人員									人	
	階の高さ							最高の軒の高さ		m	
居室の天井の高さ							最高の高さ (建基令第2条)		m		

(日本産業規格A4)

備 考

- 1 太枠内のみ記入し、その他の欄は記入しないでください。
- 2 申請建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号及び同法第18条第1項に該当する場合又は建築基準法第6条第1項第4号に該当し、かつ、消防法第17条第1項対象物に該当する場合は、付近見取図・配置図・各階平面図・内外仕上表・立面図・矩計図・建具表・消防用設備図等を添付してください。
- 3 収容人員の算定については、消防法施行規則第1条の3による「収容人員の算定方法」により算定してください。



調 査 事 項		
概 要	適 用 法 令	該 当 事 項 に ○ 印
建 築 許 可 等	建法43, 68-26, 85, 86条	水路占用・仮設(. . . ~ . . .) 一団地認定
道 路 と 敷 地	建法42-1, 42-2, 43条	4m以上・4m未満・接道幅 m
外 部 仕 上 ・ 構 造	建法21, 22, 23, 24, 25, 27, 61, 62, 63, 64条	屋根()外壁()軒裏()開口部()柱() 耐火(建築物・構造)・準耐火(建築物・構造)[イ・ロ-1, 2]・防火構造
内 装 制 限	建法35条の2 建令128条の4, 128条の5	火気使用室・居室・避難通路(階段・廊下・通路) 全面仕上(不燃・準不燃・難燃)材以上
防 火 区 画	建法26条 建令112, 113, 114条 県条例25条	防火壁 面積・堅穴・異種用途・防火戸(特定防火設備)・ダクト・界壁 自動車車庫・自動車修理工場
排 煙 設 備	建令126条の2, 3	排煙設備(機械・自然)・防煙たれ壁 (告示1436号適用)
非 常 用 照 明 装 置	建令126条の4, 5	居室・避難通路(階段・廊下・通路) (告示1411号適用)
非 常 用 進 入 口	建令126条の6, 7	進入口・代替開口部(内外錠等・施錠無・バルコニー等) 非常用エレベーター設置
避 難 通 路	建令23, 118~126, 128条 県条例22条	幅(廊下・出口・階段)・直通階段(屋内・屋外) 避難階段・特別避難階段・屋上広場
消 火 設 備	消令10, 11, 12条 消令13~18条 消令19, 20条 消令29条の4(省令40号) 条例34条の4, 5, 6, 7, 8	消火器・屋内消火栓設備(2倍・3倍)・パッケージ型消火設備(内栓代替) パッケージ型自動消火設備(SP代替)・スプリンクラー設備(代替区画) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備(代替区画) 特殊消火設備(水噴霧, 泡, 不活性ガス, ハロゲン化物, 粉末[移動式]) 屋外消火栓設備(内栓代替)・動力消防ポンプ設備(内栓代替)
警 報 設 備	消令21, 21条の2 消令22, 23, 消令29条の4(省令40号) 消令24条 条例34条の9	自動火災報知設備(住戸用・共用・特定小規模施設用)・ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器・消防機関へ通報する火災報知設備(電話機代替可能) 非常警報器具(20人以上50人未満) 非常警報設備(20人以上, 50人以上, 共同住宅用, 自火報代用/代替) 非常放送設備(自火報音響代用)
避 難 設 備	消令25条 消令26, 29条の4(省令40号) 条例34条の10, 11	避難器具(階- 階)(すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・ハッチ) 誘導灯(A級, B級, C級以上)(規則28条の2適用)(消令32条特例) 誘導標識(規則28条の2適用)(灯代替)
消 防 用 水 ・ 消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	消令27, 28, 28条の2 消令29, 29条の2, 3, 4(省令40号) 条例34条の12	消防用水(t)・排煙設備(建基法上により設置)・連結散水設備 連結送水管(共用)(階- 階)・非常用コンセント(共用) 無線通信補助設備
特殊消防用設備等	法第17条第3項	
住宅用防災機器	条例29条の2	住宅用防災(警報器・報知設備)
危 険 物 施 設	政令・省令・条例	許可又は届出 該当する場合
各 種 届 出 等	政令・省令・条例	火気使用設備等・圧縮アセチレン, LPG等・少量危険物等・発電, 変電, 蓄電池設備
防 炎	消法8条の3, 消令4条の3	カーテン, じゅうたん等・工事用シート
厨 房 設 備	条例3条の4	自動消火装置・火炎伝送防止装置・グリス除去装置
普通階・無窓階	消規5条の3	階(普・無) 階(普・無) 階(普・無) 階(普・無)
付 記 事 項	-----	

項	号対象物
---	------

建築物別概要(第号)	用途		屋根					
	工事種別		外壁					
	構造		軒裏					
	階別	階	階	階	階	階	合計	
	床面積	申請部分						m ²
		申請以外の部分						m ²
		合計						m ²
	階別用途							
	収容人員						人	
	階の高さ					最高の軒の高さ	m	
居室の天井の高さ					最高の高さ(建基令第2条)	m		
調査事項								
概要	適用法令	該当事項に○印						
建築許可等	建法43, 68-26, 85, 86条	水路占用・仮設(. . . ~ . . .) 一団地認定						
道路と敷地	建法42-1, 42-2, 43条	4m以上・4m未満・接道幅 m						
外部仕上・構造	建法21, 22, 23, 24, 25, 27, 61, 62, 63, 64条	屋根()外壁()軒裏()開口部()柱() 耐火(建築物・構造)・準耐火(建築物・構造)[イ・ロ-1, 2]・防火構造						
内装制限	建法35条の2 建令128条の4, 128条の5	火気使用室・居室・避難通路(階段・廊下・通路) 全面仕上(不燃・準不燃・難燃)材以上						
防火区画	建法26条 建令112, 113, 114条 県条例25条	防火壁 面積・堅穴・異種用途・防火戸(特定防火設備)・ダクト・界壁 自動車車庫・自動車修理工場						
排煙設備	建令126条の2, 3	排煙設備(機械・自然)・防煙たれ壁 (告示1436号適用)						
非常用照明装置	建令126条の4, 5	居室・避難通路(階段・廊下・通路) (告示1411号適用)						
非常用進入口	建令126条の6, 7	進入口・代替開口部(内外錠等・施錠無・バルコニー等) 非常用エレベーター設置						
避難通路	建令23, 118~126, 128条 県条例22条	幅(廊下・出口・階段)・直通階段(屋内・屋外) 避難階段・特別避難階段・屋上広場						
消火設備	消令10, 11, 12条 消令13~18条 消令19, 20条 消令29条の4(省令40号) 条例34条の4, 5, 6, 7, 8	消火器・屋内消火栓設備(2倍・3倍)・パッケージ型消火設備(内栓代替) パッケージ型自動消火設備(SP代替)・スプリンクラー設備(代替区画) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備(代替区画) 特殊消火設備(水噴霧, 泡, 不活性ガス, ハロゲン化物, 粉末[移動式]) 屋外消火栓設備(内栓代替)・動力消防ポンプ設備(内栓代替)						
警報設備	消令21, 21条の2 消令22, 23 消令29条の4(省令40号) 消令24条 条例34条の9	自動火災報知設備(住戸用・共用・特定小規模施設用)・ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器・消防機関へ通報する火災報知設備(電話機代替可能) 非常警報器具(20人以上50人未満) 非常警報設備(20人以上, 50人以上, 共同住宅用, 自火報代用/代替) 非常放送設備(自火報音響代用)						
避難設備	消令25条 消令26条, 29条の4(省令40号) 条例34条の10, 11	避難器具(階- 階)(すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・ハッチ) 誘導灯(A級, B級, C級以上)(規則28条の2適用)(消令32条特例) 誘導標識(規則28条の2適用)(灯代替)						
消防用水・消火活動上必要な施設	消令27, 28, 28条の2 消令29, 29条の2, 3, 4(省令40号) 条例34条の12	消防用水(t)・排煙設備(建基法上により設置)・連結散水設備 連結送水管(共用)(階- 階)・非常用コンセント(共用) 無線通信補助設備						
特殊消防用設備等	法第17条第3項							
住宅用防災機器	条例29条の2	住宅用防災(警報器・報知設備)						
危険物施設	政令・省令・条例	許可又は届出 該当する場合						
各種届出等	政令・省令・条例	火気使用設備等・圧縮アセレン, LPG等・少量危険物等・発電, 変電, 蓄電池設備						
防火	消法8条の3, 消令4条の3	カーテン, じゅうたん等・工事用シート						
厨房設備	条例3条の4	自動消火装置・火災伝送防止装置・グリズ除去装置						
普通階・無窓階	消規5条の3	階(普・無)	階(普・無)	階(普・無)	階(普・無)	階(普・無)		
付記事項								